

鳥取県人権施策基本方針改訂案に対する全意見及び対応方針

- ① 反映した(一部のみ反映したものを含む) ② 既に盛り込み済み
 ③ 今後の検討課題 ④ 対応困難 ⑤ その他(基本方針と関連しないこと)

該当箇所		意見 (いただいた御意見を一部省略、要約したり、また趣旨を分かりやすく表現し直しているものがあることをご了承ください。)	対応方針
全体について		全体としてあまりにも多くの事柄、細かい事項を盛り込み過ぎて、收拾がついていない印象を受ける。同じような項目の繰り返し、およそ人権とは関係ないものなども書き連ねて、意見する気を失わせようとする意図すら感じさせてしまう。また曖昧な言葉の使用も散見され、結果的に県の人権を名目とした県民への介入の余地を広げ、却って本来の人権を過度に規制する虞もある。人権施策においても、行政は当然に謙抑的でなければならないはずだが、新しい人権を並べ立て積極的に自らの活動領域を拡大しているように見受けられる。	④これまでの取組や社会情勢の変化により、一層の取組が必要な人権問題が生じていることから、記述を充実させたものです。 この基本方針は、市町村や関係団体などと協働して人権尊重の社会づくりの中長期的な方向性を示すものであり、県民の人権を規制するものではありません。また、県民や住民団体、企業が自発的、積極的に取り組むことも期待していることを明記しています。
第1節 1 基本方針の策 定趣旨、位置づ け、策定範囲	1 策定趣旨	社会情勢の変化や県民意識の変化に対応した施策になるために、当事者からの声や思いなどを反映すること。 方針に基づく施策をより活かすために、当事者の声を抜きにしないことを明示してほしい。	②「実態調査や年度ごとのとりまとめを行い、その結果を少数意見にも十分配慮し、住民本位の施策に反映していくこと」(第1章－第3節－3)、「基本方針やその他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会を設置していること」(第1章－第4節)を明示しています。 なお、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の委員には当事者団体の代表などが含まれています。
	3 策定範囲 －(2)－①あらゆる人権	「アイヌの人権」を「啓発教育の重要なテーマ」と位置づけているが、北海道でもないこの鳥取県で、殊更にアイヌの人権を重要なテーマとする理由は何か。かりにアイヌの人権が重要テーマならば、およそ全ての地域的な人権問題を重要なテーマとする必要が生じると思われるが、そのような理解でよいのか。單なる例示では済まないのか。	②アイヌの人々の置かれてきた歴史的な経緯や差別実態などを正しく理解し、様々な文化を認め合うことが、人権が尊重される社会の実現につながるとして、第3章で取組方針を示す人権問題以外に啓発等の対応を行なうテーマのひとつとして、このアイヌ問題を例示しているものです。
	2 国内の動向 －(3)人権教育及び啓発	平成8年5月の国の地域改善対策協議会の意見具申の内容について以下のことが指摘されていることを、正確に記述すること。 「基本認識」 ① 同和問題は解決に向けてすんでいるものの依然として重大な課題である。 ② 同和問題などの様々な人権問題の解決は国際的責務である。 ③ 同和対策審議会答申の基本精神を踏まえ、今後とも国、自治体、国民が同和問題の解決に向けて主体的に努力していく必要がある。 ④ 同和問題解決に向けた今後の取り組みを人権問題の解決につなげていくという新たな方向性を目指す必要がある。 「今後の主な課題」 ① 依然として存在している差別意識の解消 ② 人権侵害による被害者の救済等 ③ 教育・就労・産業等の面でおお存在している格差の是正 ④ 差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化 部落解放・人権政策確立要求国民運動など各世論の盛り上がりの中で「人権教育・啓発推進法」が制定された歴史的事実を明記すること	④本基本方針で紹介している、鳥取県が平成14年2月に策定した「今後の同和対策のあり方」の中で示していますので、この基本方針で重ねて記述することはしません。
第2節 2 人権をめぐる 社会の取組	3 県における取組 －(2)鳥取県人権尊重の 社会づくり条例	この基本方針での「県民」とは、日本国民であってなおかつ鳥取県住民である人のことではないのか。国籍や住民登録の有無を問わないのであれば、外国人や県外の人に自分の県のことについていろいろ文句を言わされることで、鳥取県民の意向が通りにくくなる。 鳥取県人と外国人は特に文化や生活様式、価値観まで違う場合があり、利害や文化的な違いから感情的な行き違い、衝突が起こりやすくなる。「郷にいれば郷に従え」と言われるようにきちんとしたはじめがないとお互い不孝なことになると思う。再検討をお願いしたい。	④この基本方針での「県民」とは、鳥取県人権尊重の社会づくり条例の定めに合わせて、国籍や住民登録の有無を問わず、鳥取県内に暮らすすべての者としています。 同条例の趣旨から、このような鳥取県に暮らすすべての者が互いを認めあい、共に力を合わせることにより、一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って生きることのできる差別と偏見のない社会が実現されると考えております。
	4 市町村の動向	条例が制定されていない市町村が幾つあるかを明確にすること。	①県内全ての市町村で部落差別はじめとする差別の撤廃等に関する条例が制定されていることを記述しています。 なお、添付資料として、各市町村の人権に関する条例や計画の制定状況を表示することとします。

鳥取県人権施策基本方針改訂案に対する全意見及び対応方針

- ① 反映した(一部のみ反映したものを含む)
- ② 既に盛り込み済み
- ③ 今後の検討課題
- ④ 対応困難
- ⑤ その他(基本方針と関連しないこと)

該当箇所	意見 (いただいた御意見を一部省略、要約したり、また趣旨を分かりやすく表現し直しているものがあることをご了承ください。)	対応方針	
第3節 当県の基本姿勢	2 人権尊重の基本理念 －(2) 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚	現行の「差別実態の解消」を、改訂案では「人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚」としている。 しかし、頗る在化している差別実態と正面から向き合い、優先的にその実態の解消を図ることが何よりも大切であり、「人権侵害、差別をもたらす社会的要因」を把握したうえで差別解消につなげる、さらに人権尊重意識の高揚は時間が必要。よって、「差別実態の解消」の文言を、なによりも最優先する意味で明記したい。	② 改訂案で基本理念として掲げている「人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消」は、従来の基本理念である「差別実態の解消」をより明確・詳細に記したものです。 従来の基本方針では「差別意識や実態・格差は、過去の差別的な制度、取り扱いが積み重ねられた結果との認識をもち、県民の理解を高め、その解消に向けた施策を積極的に進めています。」としており、その考え方方が変わったり、後退しているものではありません。(改訂案本文の「第1章－第3節－2－(2)」を参照)。
	3 人権尊重の視点に立った行政	人権担当の窓口には、弱い人達に偏見の目を向けたり、蔑視したり、人をいじめたことはあってもいじめられたことのない人がならないように、人権担当職員の人事の際に、県民へ当該職員の資質を詮るべきで、県が資質に問題が無いと判断した人のみ人権担当の部署に赴任出来得るような制度が必要ではないか。	② 県が行う業務は県内に暮らすすべての人々に関わるものであり、人権局の職員だけでなく、全職員が人権に関する十分な知識と理解、問題意識を持って、それぞれの施策を進めなければならぬと考えます。 職員の資質の向上については、体系的な職員の人権問題研修、業務の見直し、人権を尊重した接遇、申請等に対する迅速な処理、情報公開の適正運営などに取り組んでいます。
	3 人権尊重の視点に立った行政 －(1) 定期的な実態調査等	各人権分野について、5年ごとの県民実態調査をすべき 同和問題はじめ様々な人権課題について、実態調査などで偏見や差別の現実をしっかりと押さえて欲しい	② 必要に応じて、人権意識調査などの実態調査等を行い、その結果を考慮し、住民本位の施策に反映させます。 ②
	4 地域、市町村等との連携 －(2) -①	ナショナルミニマムとは、基本的に国内一律の基準においてなされるものと理解しているが、地域の実情を反映するとなると、それはナショナルではないのではないか。	② 国内の必要最低限の生活水準に、地域(現場)の実情を反映するよう国へ働きかけるという意味であり、地域ごとに水準を設けるという意味ではありません。
	5 NPO、企業等との協働 －(2)	NPO等の活動を活性化するためには、県による支援が不可欠なため、NPOへの支援(情報や活動の場の提供、財政的支援)についての記述を追加すべき	② この項目では、NPOや企業等と協働して、人権尊重の社会づくりを推進することを、基本姿勢として述べているところです。 第3章以降に、様々な人権分野で必要に応じてNPO、企業等への支援について述べています。
第2節 人権教育・啓発の推進	1 人権教育・啓発を推進するための環境整備 －○あらゆる場を通じた推進	県の施策方針であるにもかかわらず、県民に対し積極的に要求していることは施策方針の範疇を逸脱する(県民が従う義務はない)	④ 「第1章－第1節－2 位置づけ」にあるとおり、国や県、市町村の取り組みはもとより、人権尊重の社会の実現のために、県民、住民団体、企業等が自発的、積極的に取り組むことを期待するものです。 鳥取県人権尊重の社会づくり条例第4条にも「県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない」と定められているところです。
	1 人権教育・啓発を推進するための環境整備 －(1) 学習機会の提供、教育啓発手法の調査研究	さまざまな場面において「自己決定権」を重視する姿勢を見せているが、人権学習会に「興味がない」「つまらない」ということから異なる教育啓発の必要性を唱えている。仕向けることを否定するものではないが、仮にそういう教育啓発を自己決定権にもとづき積極的に拒否する県民にはどう対処するのか。	④ 人権について幅広く理解が得られるよう、教育啓発手法の調査研究を進め、また強制するものではありませんが、出来る限り多くの県民の皆さんを対象に教育啓発に取り組むこととしています。
	2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 －(1) -イ	学校、地域、家庭の教育力を連携して人権教育を推進していくための受け皿が必要なため、「地域に開かれた学校づくりの推進」という項目を追加すること。	① 以下の項目を追加します。 「⑩ 県民に信頼される学校づくりの推進 保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校、家庭、地域の連携協力による一人ひとりを大切にした学校づくりを目指します。」
	2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 －(1) -イー ⑤教育条件の整備	30人学級の継続と人権施策との関係が明確でない(一般的に繋がらない)。従って盛り込むならばその関係(因果)を明記すべきである。	① 下線部を追加します。 「30人学級の継続など、一人ひとりを大切にした教育条件の整備に努めます。」
	2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 －(4) 企業等における人権教育・啓発の推進	「差別のない一人ひとりの人権が尊重される働きやすい職場づくり」が 業績向上に繋がったという、事例、調査結果があるか。	④ 業績の向上は様々な要因があるため、「差別のない一人ひとりの人権が尊重される働きやすい職場づくり」のみにより業績が向上したという調査結果はありません。 しかし、このような職場となることで、従業員一人ひとりが能力を最大限發揮され、また事業所が社会的に信頼されることで、業績の向上に結びつくと認識しています。
第3節 当県の基本姿勢	今現在、公正採用選考人権啓発推進員がどの程度設置されているかを明確にすること	① 「平成22年3月31日現在で1,942事業所(選任対象事業所2,312事業所)」であることを追記します。	
	2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 －(5) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進	行政書士等による戸籍謄本等の不正取得事件や土地差別事件が発覚していることから、行政書士などの士業関係者や宅建業関係者に対する人権教育・啓発の推進を追加すべき。	① 宅建業関係者に対する人権教育・啓発の推進についての記述を加えます。 また、士業関係者については、戸籍法の改正(第三者請求における正当な利用目的の明示、不正取得に対する制裁の強化など)によって対応されていることを明示します。

鳥取県人権施策基本方針改訂案に対する全意見及び対応方針

- ① 反映した(一部のみ反映したものを含む) ② 既に盛り込み済み
 ③ 今後の検討課題 ④ 対応困難 ⑤ その他(基本方針と関連しないこと)

該当箇所	意見 (いただいた御意見を一部省略、要約したり、また趣旨を分かりやすく表現し直しているものがあることをご了承ください。)	対応方針
第2節 相談体制の充実	前文	② 権利をめぐる紛争の解決は本来は司法の手続により行うべきものです。しかし、人権救済条例見直し検討委員会が救済機関や当事者団体等から当事者の望む救済について聞き取った結果、司法によらないで、とにかく話を聞いてもらいたいという相談すること自体や精神的なケアなどを望んでいることが明らかになりました。そこで、自治体としての権限上の限界等を考慮しつつ、これらの問題に対応できるよう、相談機能の一層の充実に取り組むものです。
	1 相談機能の充実 —(4)相談員の資質向上、相談者本位の対応	② 「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」の特長のひとつに、関係機関との連携による支援があります。関係機関の中には、県が設置している身体障がい者相談員など当事者の方が相談員となっているものも含んでおり、必要に応じて連携して相談に対応します。
	3 人権救済制度の確立の国への要望	③ 鳥取県では各種専門家の支援と関係機関の連携等によって人権に関する相談の解決の促進を図る「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」に取り組み、人権尊重の社会づくりを推進していますが、捜査権や独立した救済機関の設置権限がないなど自治体の権能には限界が存在しています。そこで、人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速かつ円滑に行なうために、実効性のある救済制度の早急な確立について国に要望しています。 法務省は、平成22年6月22日に、「新たな人権救済機関の設置について」中間報告を発表しました。報道機関等による人権侵害については特段の規定を設けない方向で検討していることなどを内容とするもので、表現、言論の自由を尊重する姿勢が見られるところであります、引き続いて行われる国の検討を見守っていきます。
	国に要望している人権救済機関の設置は、言論弾圧につながるのではないか。	③
第3章 第1節 同和問題	同和問題の今後の課題は主に以下の4つが挙げられると考えられるが、改定案ではこのうち①についての方針しか示されていない。 ① 依然として存在している差別意識の解消 ② 人権侵害による被害の救済 ③ 教育、就労、産業等の面での格差解消 ④ 施策の適正化(行政の主体性確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除等)	② ②以下についても、改定案において、以下のとおりに対応していくことを示しています。 ② 人権救済条例見直し検討委員会の提言にもあるとおり、人権侵害救済の方法策として、まず相談機能の充実に取り組む。 ③ 既存の事業・制度を最大限に活用し、地域の実情に即した学習、就労、産業などの支援を行う。 ④ 定期的な調査等により住民本位の施策に反映させるとともに、職員一人ひとりが地域により深く関わり、県民の視点に立った施策の立案など人権尊重の視点に立った行政の推進につなげる。 えせ同和行為の排除については、法務局等と連携し、県民や事業所等が正しい認識をもつ啓発を実施する。
	同和対策を優遇し続けるのは、納税者の理解が得られない。 同和問題以外で差別を受けている人や苦しんでいる人(犯罪被害者、拉致被害者、家庭内暴力や母子家庭の問題で苦しんでいる人など)へは何も方針がないのか。	② 本県では、特別措置法の失効に併せて、同和地区への優遇措置である同和対策特別事業を終了しており、現在は一般事業・制度の中で対応しているところです。 また、同和問題以外の様々な分野での取組方針を示しており、更には個別に取り上げなかった分野についても啓発をはじめとした適切な対応を適時行うこととしています。
	就労形態の不安定さや建設業の比率が抜けて高いことは、「特別措置法」による公共事業の結果であり、加えて現在も続く同和関連企業への各種優遇措置の結果である。このような規制・優遇措置のもとでは業態変換の動機は働くはずもない。つまりは行政が自ら招いた結果といえる。その反省もなしに就労支援など意味がない。各種優遇措置の撤廃とセットになって初めて有効な業種転換や就労の促進となる。	②
	鳥取県も「劣悪な住環境が差別的な偏見を生む出す状況はほぼなくなっています」といいながら、差別ある限り同和行政を積極的に推進するとしていますが、差別の根柢に欠いている。 同和行政を引き続き行なうことは、新しい差別者を生み出しかねない。部落住民に「まだ差別されている」という意識を植え付ける行為で歴史に逆行する行為である。	④ 一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って生きることのできる差別と偏見のない社会の実現のためには、部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見をなくす取り組みが必要であると考えています。
—	様々な分野で、同和問題を初めに掲げて最重要視しているのは、時代錯誤の觀を否めず、記述内容も、ことさら部落差別が依然として存在することを強調しているように思える。 調査結果をみても、「差別発言・差別落書き」にしても深刻な実態ではなく、むしろ人権意識は高まっていると肯定的に捉えるべきである。 「部落差別は依然として存在し、存在する限り同和対策を続ける」という考え方方は、「部落」を半永久的に固定化し、「部落」と「部落外」の垣根を半永久的に無くさないということにもなり、差別解消を遠ざけていると肯定的である。 同和問題は、鳥取県内においても基本的に解消されており、そのことをもっと肯定的に評価してアピールすべき。 鳥取県の同和行政の影には、部落解放同盟の圧力があるようだが、同和問題に関してオープンに論議し、行政は主体的かつ中立的に判断し運営すべき	④

鳥取県人権施策基本方針改訂案に対する全意見及び対応方針

- ① 反映した(一部のみ反映したものを含む) ② 既に盛り込み済み
 ③ 今後の検討課題 ④ 対応困難 ⑤ その他(基本方針と関連しないこと)

該当箇所	意見 (いただいた御意見を一部省略、要約したり、また趣旨を分かりやすく表現し直しているものがあることをご了承ください。)	対応方針	
第2節 男女共同参画に関する人権問題	1これまでの動き -(1)国連の動向	最近の動向として、2010年に人種差別撤廃委員会が、国際規約の対象に部落差別が含まれることを再度指摘するとともに、政府の中に部落問題を取り扱う機関を設置すること、戸籍の不正使用を厳しく禁止するための法改正をおこなうことなどを、日本政府へ勧告した事実を明記すべき。	① 2010年4月に人種差別撤廃委員会が、日本政府へ勧告した内容の概要を追記します。
	2 現状と課題 -(1)-④就労、雇用、事業経営	生活保護受給世帯が増加しており、県平均の3倍になっています。また年収が200万円未満の世帯も増加してきていることを明記すること。	① 同和地区のある市町村全体の数値と比較して、同和地区での保護率が高いことを明示します。
	3 取組方針 -(3)-②人権意識を育む学習	自己決定権への介入が見受けられ、部落差別とのかかわりを積極的に避けたいという積極的な意思があれば、それは尊重されなければならないはずだ。	② 部落差別とのかかわりを強制するというものではなく、差別が自分自身にどのように影響を与えるか(あるいは与えていないか)を照らし合わせて、自己の在り方・生き方を主体的に考えることの重要性を言ったものです。
	3 取組方針 -(3)-③識字教育	同和地区においてIT関連における情報格差、とくに高齢者に関して、非同和地区と格差が開いていることを示すデータはあるのか。隣保館優先でパソコン講座を開く必要性はあるのか。	④ ご指摘のようなデータはありませんが、現在、一般施設である隣保館の事業については市町村の判断により行われており、周辺住民も含めた一般住民を対象に、地域の生涯学習活動のひとつとして、パソコン講座等が行われています。
	3 取組方針 -(4)同和地区的実情に即した生活環境の改善	生活環境の整備率が高いなら、ことさら生活環境の改善を項目としてあげる必要はない。 同和地区とそこで暮らす人びとの生活実態が改善されるとともに、隣接地域とそこで暮らす人びとの生活実態も改善される取り組みとしての人権のまちづくりを推進していくことが欠落している。	④ 全体として、同和地区の生活環境の整備状況は高くなっていますが、整備が必要な生活環境については、一般施策を活用して改善していく必要があると考えます。 ④ 県全体として人権尊重のまちづくりを推進していくことがこの基本方針全体に流れる考え方であります。
	3 取組方針 -(1)-②社会教育及び啓発における男女共生教育の推進	同和地区の女性、在日韓国人・朝鮮人などのマイノリティの女性の視点に立った施策の必要性について言及すべき。	④ 複数の分野にまたがる人権課題の存在やその施策の必要性も認められるところですが、すべてに言及することは限界がありますので、それぞれの分野での取り組みを合わせて考えていただきたいと思います。
	2 現状と課題 -(2)-②仕事と生活の調和	"男らしさ"に支配されている"というような記述は、特定の思想バイアスを指摘されても仕方がない。	① 「〇 男性自身も、「男らしさ」に支配されることに気づく学習が大切です。」を削除します。
	3 取組方針 -(5)-③起業家を目指す女性の支援	積極的改善措置について、女性を優遇し、有能な男性の進出機会を積極的に奪うなど不公正で社会的に望ましくないよう捉えられることから、この措置を肯定される適切な説明が必要。	① 積極的改善措置は、「固定的な性別役割分担意識や過去の経緯などから、男女の労働者の間に表れている事実上の格差を解消しようとする積極的な取り組み」であり、単に女性だからという理由だけで女性を優遇するものではありません。 また、性別に関係なく意欲と能力のある個人に活躍する機会をひろげるために実施する積極的改善措置により労働環境が整備されることは、能力と意欲がある男性にとっても望ましいと考えます。 なお、ご指摘のように、積極的改善措置が女性に限ったものであるような誤解を生む記載については一部修正するとともに、次のとおり補足説明を明記します。 ※ 積極的改善措置(ポジティブ・アクション):男女共同参画基本法第2条第2号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれかの一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されています。
	3 取組方針 -(8)性の商品化・暴力表現の根絶化	「性の商品化・暴力表現の根絶」については、その範囲が明確でなく、あらゆる成人向け雑誌やアダルトビデオの産業を成立させないといった、職業選択の自由を侵し、自己決定権或いは自己所有権を制限し、端的には自由権の侵害となるような積極的措置を行うと捉えられてしまうのではないか。 そもそも「性の商品化」を女性に限定したような想定(記述)は社会的性差(に基づく発想)の賜であり、性の商品化それ自体、「男女共同参画」と直接的な関係がない。	① 性の商品化や暴力表現自体の根絶ではなく、「青少年のより健やかな成長が性の商品化や暴力表現等の有害情報により阻害されないための取組に努める」との趣旨に修正します。
	3 取組方針 -(9)-③エイズや性感染症等の対策の推進	エイズや性感染症等の対策は、単に感染症対策、公衆衛生の問題であり、人権施策として挙げるには範囲を逸脱している。	④ エイズや性感染症等の男女が共に健康に生きるために性と生殖に関する疾病については、他の一般的な疾患とは異なった取り扱いとしたところです。

鳥取県人権施策基本方針改訂案に対する全意見及び対応方針

- ① 反映した(一部のみ反映したものを含む) ② 既に盛り込み済み
 ③ 今後の検討課題 ④ 対応困難 ⑤ その他(基本方針と関連しないこと)

該当箇所	意見 (いただいた御意見を一部省略、要約したり、また趣旨を分かりやすく表現し直しているものがあることをご了承ください。)	対応方針
第4節 子どもの人権問題	婚外子の人権について言及すべき	③ 政府の対応を見守りつつ、今後の課題として留意します。
	2 現状と課題 -(2)-③学校・保育所・幼稚園	④ 子どもの自己実現の阻害要因となりかねない現状について記述したものです。
	3 取組方針 -(3)-③体験活動を通じた豊かな人間性の育成	① 「情報メディアの多様化」を削除します。
	3 取組方針 -(3)-⑤健康に生きるための体づくりの推進	① 本県の児童生徒の体力・運動能力は、様々な取組みにより近年は改善の兆しもありますが、昭和60年頃と比較して依然として低い状況にあることから、この事実を明記するよう修正します。
	3 取組方針 -(8)-④メディアリテラシーの教育の推進	④ 有害情報への安易なアクセス、掲示板等への悪質な書き込み、携帯電話依存など、ケータイ・インターネットの急速な発達により、子どもたちの育成に関して不健全な事項が実際に生じています。 そのため、子どもたちの「情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力」を育成できるよう、教職員への研修や保護者への啓発などに努めているところです。 またこの能力の育成と有害情報遮断はそれぞれ成立させなければならず、そのためにメディアリテラシー教育及びフィルタリングは必要であると考えています。
	2 現状と課題 -(2)課題	④ 歴史学習においては、歴史的思考力(諸事象を実証的な考察によって捉えようとする)を培うよう授業を開拓することが大切だと考えています。 ④ ④ ② 國際交流財団は平成14～15年頃から在住外国人を対象とした日本語クラスや相談対応を実施してきたおり、県内の在住外国人の人数がピークを迎えた平成19年から医療通訳ボランティアの養成など、多文化共生の取組みに重点をおいてきたところです。 國際交流財団だけで解決出来る問題は限られており、県や市町村、各種の専門機関等と連携しながら、外国人を取り巻く課題を解決していく必要があると考えています。
第6節 外国人の 人権問題	朝鮮韓国の定住者について、歴史的経緯が正確には認識されていない。とくに学校教育ではその取り組みが十分でないので、きちんとしなければならない。	③ 県民の間で在住外国人の方々に対する理解が十分でないという課題は認識しており、多文化共生の観点から、文化が異なる在住外国人の方々とお互いを認めあい相互理解が深まるような地域づくりを推進していくたいと考えています。
	本当の歴史が分かっていないのは、韓国人と中国人であり、県が「国際理解」という名目で、韓国人と朝鮮人の言い分のみを信じて公費を使い、地域住民に対して自虐的な教育を行うことは問題である。	④
	外国人にルーツをもつ人たちの課題が明確化されていて、その啓発部門を国際交流財団とするならば、非常に心もとのない感じを受ける。なぜなら、国際交流財団は、本来一時滞在者を対象とした外国人へのサービス部門を受け持っている団体であり、定住外国人に対する支援や課題の整理をおこなってきた団体ではない。(相談窓口としての機能はあるかもしれないが、その解決に至るノウハウは持っていない。)	②
	課題解決のためにどの部署がどのような取り組みをしてきたのかが書かれておらず、課題として記載されているだけに過ぎない。また当事者に対して、「自らの民族文化を身につけ、文化的誇りをもてる環境づくり」の必要性を説いているが、その環境を行政が整えなかったことにこそ問題がある。	③
	3 取組方針 -(1)-①国際理解教育の推進	⑤ 本県では「国際理解教育のめざすもの」として、国際理解教育指導資料などで、以下の3点を掲げています。 ①【基本的人権の尊重】自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育てる。 ②【自国及び他国文化の理解】我が国の伝統と文化を理解し、それらを大切にすることのできる能力や態度を育てるとともに、外国の生活や文化に关心をもち、理解し、それらを尊重することのできる能力や態度を育てる。 ③【コミュニケーション能力の育成】自分の考えをもってはつきりと表現し、互いに意思を交わせることのできる能力や態度を育てる。
	韓国、中国、北朝鮮の反日のイデオロギー教育を日教組とともに推進していく恐れが非常に強く問題である。	⑤
	国際理解教育は、学校現場においては他国理解のみの限定された教育と理解されており、多文化共生や在日外国人教育への理解は深まらないと思えることから、表記の変更を望む。	②
	学校教育において「留学生、帰国子女、地域に住む外国人等から体験談を聞くなど交流の機会を積極的に設け、外国人の価値観、文化、習慣についての理解を深める国際理解教育の推進に努めます。」とされているが、人権の視点で考えるならば、単なる価値観や文化、習慣ではなく、日本人の外国人に対する認識の違いが問題であり、その点を学習する場をどのように作り、広げていくかが課題であり、明示されるべき。	②
	外国人にルーツを持つとされる子どもの日本籍者の把握はどうしているのか。	⑤ 一斉に児童生徒の実態調査を行う予定はありませんが、本人・保護者との個別の面談などの機会を通じて把握した場合、適切に対応することとしています。
	社会教育において、「入居・入店拒否、就労の問題」を指摘しているが、非常に狭い見方であり、教育・福祉・医療・年金など生活全般にわたっていることを明記すべき。	② ご指摘の点も含め、「など」としたものです。
3 取組方針 -(1)-②多文化共生の実現に向けた啓発機会の充実	連携する団体について、交流団体だけでなく、在住外国人問題を扱う市民団体も存在することを念頭に入れた表記すべき。	② ご指摘の点も含め、「など」としたものです。
	今までどのような差別や偏見の実情把握がしてきたのかが不明確で、一般論を行っているだけに過ぎない。外国籍者やルーツを持つ人たちの実態把握は誰がおこなうのか、明確にして、その情報は公開されるべき。	③ 在住外国人の方や関係団体等からの聞き取り調査のほか、今後下記のとおり設置予定の多文化共生推進協議会(仮称)での意見交換を通して実情を把握したいと考えております。
	市町村、(財)鳥取県国際交流財団や民間国際交流団体等の国際交流・理解は、外国人にルーツを持つ人たちを地域住民としての認識ではなく、あくまでも短期滞在者として扱っているのではないか。	③ 国際交流財団は、在住外国人を対象とした日本語クラスや相談対応、医療通訳ボランティアの派遣・養成など地域社会の一員として必要な支援を実施しているところです。市町村や民間国際交流団体は、在住外国人の数や活動目的により、在住外国人支援等の取組みには温度差があると認識していますが、今後、下記のとおり多文化共生推進協議会(仮称)を設置し、その中で在住外国人を取り巻く課題を掘り出し、県、市町村、国際交流財団、民間国際交流団体などが連携しながら、その解決策を検討していきたいと考えています。

鳥取県人権施策基本方針改訂案に対する全意見及び対応方針

- ① 反映した(一部のみ反映したものを含む)
- ② 既に盛り込み済み
- ③ 今後の検討課題
- ④ 対応困難
- ⑤ その他(基本方針と関連しないこと)

該当箇所	意見 (いただいた御意見を一部省略、要約したり、また趣旨を分かりやすく表現し直しているものがあることをご了承ください。)	対応方針
3 取組方針 -(2) -① 国際コーディネーターによる相談対応	あくまで待ちの姿勢であり、過去において相談窓口を設置した部署で、ほとんど相談がなかったことから見ても十分な対応は出来ないと思うので、外国人関係者の代表などで構成された協議会などを作ったほうが、多様な問題が整理され、解決に近づくといえる。	① 下記のとおり、多文化共生推進協議会(仮称)を設置することとしております。なお、次の記述を追加することとします。 ○多文化共生推進協議会(仮称)の設置 在住外国人の方々の意見を積極的にくみ取るため、在住外国人の方々、県、市町村、鳥取県国際交流財団等がメンバーとなった多文化共生推進協議会(仮称)を設置し、その中で在住外国人の方々と意見交換をしながら、必要な施策を行政施策に反映するとともに、民間団体等との協働・連携を図りながら、多文化共生社会の実現に向けた取組みを地域全体として推進します。
3 取組方針 -(7) 外国人児童に対する教育の充実	過去にどの担当部署が「外国人児童に対する教育」の内容を把握し、どのような手立てをされてきたのかを明示すべき。 支援と単に書いてあるが、具体的にどのようなものを支援と考えているのか。	① この基本方針では、基本的に、部局または事業ごとで今までの実績を記述することは割愛させていただいているところです。 ④ 具体的手立て・支援については一人ひとりの実態に応じて講じることが大切と考えております。
2 現状と課題 -(8) 定住外国人への地方参政権について	「国民理解を得るために多角的な議論をすることが求められています」ということは、理解という以上、在日外国人に参政権を与えることを容認しなければならない、その方向で議論していくかなければならぬという意味になる。最高裁判では好意的に解して参政権付与について裁量の余地があると示されただけだが、県は積極的に地方参政権を推進するという意志の表れであるのか。	① 平成22年3月の本県議会の意見書において、「……国民の幅広い議論を喚起しつつ、結論を急がず慎重に議論を重ねるとともに、……」とされているところで、今回の改訂案でも、これを踏まえているところです。 永住外国人の地方参政権問題は、国政の課題、国民的議論の対象であり、鳥取県内においても、賛否の議論がある課題なので、その状況について県民に理解していただくという趣旨です。
3 取組方針 -(8) -③ 永住外国人の地方参政権について	外国人参政権の付与問題については、政党内外での反発や都道府県議会の反対決議等もあり、国会に上程されていない。 このような国会で議論されていない事柄を、地方の行政部が施策方針に「地方参政権の付与に関して、理解促進に努めます。」と明示することは重要な問題であり、即刻取り下げるべきである。 鳥取県議会の3月定例会でも、慎重にすべきとの意見書を採択しており、今の段階で行政が触るべき問題では断じてない。 永住外国人の地方参政権付与を望んでいるのは、永住外国人だけではないのか。憲法違反である外国人の参政権を議論する必要はない。	① 上記のことが明確になるよう表現を変更します。
第7節 病気につかわる人の人権問題	1 これまでの経緯 -(3) ハンセン病	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行は平成21年4月1日である。
①	ご指摘のとおりに修正します。	
第8節 個人のプライバシーの保護	3 取組方針 -(3) -② 市町村が取り扱う個人情報保護について	行政書士等による戸籍謄本等の不正取得事件が発覚しており、このような事件を根絶するための有効な手段として、本人通知制度(戸籍謄本などの写しを代理人や第三者に交付したことを本人に通知する制度)の必要性を言及すべき。
②	本人通知制度については、戸籍謄本等を取り扱う各市町村の自治事務の範疇であり、各市町村の判断によるものと考えています。県としては、改訂案にあるとおり市町村が行う個人情報の保護について協力しています。	
第12節 インターネットにおける人権問題	-	インターネット上で公開している施設名、施設住所等が、第三者によって二次加工され(例えば、鳥取県の同和地区一覧として)、さらに地図情報サービスにリンクした形で故意的にネットに公開され、これが人権侵害、差別につながっていることに言及して欲しい。
②	インターネット上で様々な人権に関する問題が発生していることから、「2現状と課題」において「倫理観の欠如した無責任な情報発信、差別や差別助長行為、プライバシー侵害(中略)が発生しています」と包括して記載しています。また、同和問題の「2現状と課題(2)その他①差別落書き等」においてもインターネット上の誹謗中傷等の問題を記載しています。	
3 取組方針 -(3) インターネット上での人権侵害行為への対応	インターネットに頼れる人権侵害、差別事象の通告窓口の設置に言及して欲しい。	
②	インターネット上での人権差別についての相談に対して助言や情報提供することを記述しています。(「第3章-第12節-3-(2)相談体制の充実」を参照)	
3 取組方針 -(4) -② インターネット利用環境の整備	どのようにして、県が、青少年のインターネット端末にフィルタリングを掛け有害情報の閲覧防止が出来るのか。	
②	保護者に対する家庭でのパソコンや携帯電話へフィルタリングの普及促進、または学校などにあるパソコンへのフィルタリング導入の推進など、青少年の有害情報閲覧防止に努めます。	
第13節 非正規雇用等による生活困難者の人権問題	-	子どもの問題として、貧困に起因する低学力、問題行動、高校中退など子どもの人権問題として深刻であることから、貧困と教育、これをもっと行政課題として認識し、その解決に向けて取り組むべき。
③	本県では、経済的理由により修学が困難な方に対して、有用な人材を育成することを目的に、育英奨学金の貸与を行っているところですが、ご指摘のあった意見については今後の参考にさせていただきます。	
2 現状と課題	相対的貧困率は、単に数学的操縦の結果であって直ちに貧困層を意味するものではない。相対的貧困率の対象層でも概ね貧困層と呼べる生活水準(の低さ)ではない。また、「貧困層拡大」の要因としては高齢化が最も強く、賃金格差は相対的に低い。	
①	「貧困層が拡大している」を「所得格差が生じている」という文言に修正します。	
3 取組方針 -(1) 生活困難者への就労支援	ワーキングプアは就労しているのに、早期就労させるとするのはおかしい。	
①	「又はいわゆるワーキングプア」を削除します。	